

令和2年度予算編成の概要について

令和2年3月31日

日本赤十字社群馬県支部

1 基本方針

令和2年度の予算編成にあたっては、令和元年10月に策定された「日本赤十字社長期ビジョン第一次中期計画」に基づくとともに、本県支部の実情を十分に踏まえ、適切な予算内容とすることを基本方針とした。

2 歳入予算について

支部収入の根幹である社資(赤十字活動資金)収入については、著しい少子高齢化、多様なNPOの台頭がみられるなどの社会環境の変化や、国内の経済状況の停滞等の影響を受け、本県支部を取り巻く環境は急激に変化しており、より一層厳しい状況にある。そのため、過去の本県支部の社資(赤十字活動資金)収入実績を十分に勘案し、地区分区の社資(赤十字活動資金)募集目標額を令和元年度と同額の305,007千円とする。(平成11年度から同額)

なお、その他財源として、前年度繰越金、資金繰入金等を活用し、歳出予算額を確保する。

3 歳出予算について

上記「2 歳入予算について」のとおり、群馬県支部の社資(赤十字活動資金)の増収は見込めない状況にあるため、支部経営の視点からも、事業内容を厳しく検証し、全体事業を構築していく。

また、経費については、透明性を確保するため、事業評価・監査体制を強化し、事業の適正執行を進める。さらに、既定経費については、契約方法の改善等により、一層の削減に努めるとともに、人件費についても、本社、施設間人事交流の活用、勤務評定制度の運用等に積極的に取り組むことにより最小限の増にとどめることとする。

○主要事業の概要【関係予算科目：項】

1 災害救護体制の充実強化【災害救護事業費】

- ・日本赤十字社関係訓練への参加

第2ブロック支部(関東・新潟・山梨)災害救護訓練(新潟県支部当番で開催)、隣接県支部救護訓練等広域救護訓練に積極的に参加し、大規模災害に備えた円滑な相互支援体制づくりを構築する。

- ・国・群馬県・市町村等関係訓練への参加

広域医療搬送訓練、県防災訓練や各地域並びに事業所等で実施される救護訓練等に救護班を派遣し、国、県、市町村、広域消防、自衛隊等関係機関との連携強化を図る。

- ・救護員研修の開催

各種救護員研修の実施、群馬県災害医療研修への参加等を通じて救護員の知識、技術の向上を図る。研修内容については実戦的なものとし、救護班要員に関しては、被災者に対する「こころのケア」研修を開催する。

- ・防災ボランティアの資質向上

フォローアップ研修、4 特殊奉仕団との合同研修等を実施し、救護に係る知識、救護資機材の取扱技術の向上に努めるとともに、ボランティア間の情報共有と連携強化を図る。

- ・災害救護装備及び救援物資の整備

地区区分へ災害救援車、救護資材倉庫、AEDの配備を行い、災害対応の一層の強化に努めるとともに、県内の赤十字施設へ配備計画に基づく救護資材を配備し災害発生に備える。また、必要な救援物資を整備し災害対応能力の強化を図る。

- ・DMAT (Disaster Medical Assistance Team) 派遣体制の整備

発災直後から活動するDMAT研修へ救護員を派遣し、資質向上に努めるとともにDMAT派遣体制を整備する。

- ・救護看護師の確保

赤十字病院勤務看護師確保のため、日本赤十字看護大学等の看護学生に対する支援を実施する。

2 講習普及事業の強化【社会活動費】

救急法・水上安全法・雪上安全法・健康生活支援・幼児安全法講習普及体制の強化を図る。

また、AED(自動体外式除細動器)普及に伴い、使用方法等を県民に広く普及するための救急法短期講習、基礎講習(4時間講習)を積極的に実施する。

3 赤十字ボランティアの活性化【社会活動費】

様々な分野で活動するボランティアを開拓し、赤十字活動への理解を図る。

各地域奉仕団員等については地区別に実施しているボランティア研修会等への参加を啓発し、活動の活性化を図る。

4 青少年赤十字の拡充【社会活動費】

青少年赤十字メンバーが赤十字精神を理解し、行動できる人材となるよう、青少年赤十字活動の活性化を図る。

メンバーの資質向上と指導者の養成確保を図るため「トレーニングセンター」、「指導者講習会」等を開催するとともに、積極的に県内学校に学習機会を提供し、地区トレセンの充実を図り活動を推進する。

また、防災教育事業を実施し、防災に対する意識の啓蒙を図る。

加盟校に対しては、赤十字等関係教材の提供を行うとともに、国際理解を図るため、指導者、メンバーを対象とした国際交流事業に取り組むこととする。

5 献血思想の普及【社会活動費】

関係機関との連携を強化し、一層の献血思想の普及に努め、献血者の拡大を図るとともに、群馬県献血功労者等表彰式を県、血液センターと共催する。

6 国際活動の推進【国際活動費】

「支部の国際活動への参加要綱」に基づき、本社の示す国際協力事業プログラム(バンガラデシュ)へ参加する。

7 個人指定事業社資充当による災害救護装備整備及び物資の備蓄【指定事業地方振興費】

地区分区へ災害救援車、救護資材倉庫、AEDの配備を行い、県内の赤十字施設へ配備計画に基づく救護資材を配備し災害発生に備える。また、入院患者や救護班用の非常食を備蓄し、災害対応能力の一層の強化を図る。

8 赤十字会員増強と社資(赤十字活動資金)募集の推進【社業振興費】

地区分区の理解を得ながら、ダイレクトメールの実施や赤十字会員の利便性に配慮した口座振替、クレジットカード決済等、新たな赤十字会員・社資(赤十字活動資金)募集環境の整備に努める。

また、地区分区の意見、要望を聴取するため担当者研修会の開催、地区分区への積極的な訪問により問題点の調査や連携強化を図る。

さらに、遺贈・相続財産による寄付金募集のため、分かりやすいリーフレットの作成に取り組むとともに、法人等に寄付金付自動販売機設置事業を展開することにより、企業の社会貢献活動と連動した協働活動を推進する。

9 広報活動の充実強化【社業振興費】

社資(赤十字活動資金)の用途や赤十字活動の内容等について、具体的な情報提供を新聞折込広告や地域情報誌、ホームページ等を通じて実施するとともに、県民の赤十字活動への積極的な参加を促すため、SNSの活用の強化を図る。

10 監査法人等による監査の実施【総務管理費】

本社に監査室、支部に支部監査室を設け、法人全体として外部監査を受けるほか、内部監査、監事・監査委員監査の三様監査体制で、全体の整備・拡充を図る。